

★今年のお正月は、10数年ぶりにスキーをしました。なんとか滑る事ができました(笑)でも翌日襲ってきた「筋肉痛」には参った、やっぱり肉体は40歳?

# 八潮市環境基本条例についての修正動議!

※修正動議とは・・・議案に対しての修正を求める場合、地方自治法第115条の2及び、八潮市議会会議規則第17条の規定により(2名以上の賛成者があれば)提出することが認められています。

※今回の条例制定には一定の評価をしますが、全国で大半(約764)の自治体が条例制定済みの中での本市の制定であれば**先進的な自治体の条例を取り入れて、他市に誇れる条例にする**べきであると考えます。

## 条例原案

原案にない(右の条を追加する。)

第8条第5項  
市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第10条  
市長は、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境配慮の推進)

第11条  
市は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 修正案

(市民の申出)  
第8条 市民は、環境の保全等に関し必要な措置を講ずるよう市長に申し出ることができる。  
2 市長は、前項に規定する申出があったときは、八潮市規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、適切な措置を講ずるものとする。  
3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするよう努めなければならない。

第8条第5項(新第9条)  
市長は**議会の議決を経て**、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第10条(新11条)  
市長は**毎年**、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、**審議会の意見を付して議会に提出**、また、これを公表する。

第11条(新第12条)  
市は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が当該事業を実施するに際し、その事業が**環境に適正に配慮することを推進するよう要請し、必要な措置を講ずるものとする。**

結果は、否決されましたが、これからの議会のあり方については「一石」を投じたと考えます。

(前)鳥取県知事の片山義博氏は「地方議会にも与党を自称する会派が見られるが、これもミッション(使命)を間違えている格好の例だ。そもそも二代表制を採用しているわが国の地方自治制度のもとでは、首長(市長)に対しては本来与党も野党もない。むしろ首長の権力を議会が対抗軸としてチェックすることが期待されているはずだ。

与党と呼ばれる会派の議員は、例えば議案などについて事前の根回しを受け、これを可決することを約束する。それでも議会が始まれば議場で質問もしなければならないが、既にその議案は可決することを決めているのだから、**議案の欠陥を指摘したり、他のより優れた代替案を提示したりしない**・・・(月間ガバナンス1月号)で問題提議しています。

以前、ある議員(市長与党と称する人)?が「俺達は言いたくても言えないから・・・」と私に話していたことが記憶に残っています。

現在は、地方分権により、自治体への権限委譲が進んでいます。言い換えれば今まで全国画一的なルールから、これからは自分達の「まち」にあったルールを自分達の手で決める事が出来ます。

その決定権を有しているのが議会であり、その重要性を今一度、議員が再確認をしなければ議員、議会の存在意義はなくなってしまうと感じます。

今後、八潮市議会は「議会改革」について議会運営委員会において協議されることになりました。議員の仕事とは何か?私自身も含め、再確認をして、地方分権社会に対応出来る「議会」になるように取組みたいと考えます。